

令和 7 年 3 月 18 日

令和 7 年第 1 回奥多摩町議会定例会会議録

令和 7 年 3 月 5 日 開会

令和 7 年 3 月 18 日 閉会

西多摩郡奥多摩町議会事務局

令和7年第1回奥多摩町議会定例会 会議録

1 令和7年3月18日午前10時00分、第1回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	榎戸 雄一君	第2番	伊藤 英人君	第3番	森田 紀子君
第4番	相田恵美子君	第5番	大澤由香里君	第6番	澤本 幹男君
第7番	小峰 陽一君	第8番	宮野 亨君	第9番	高橋 邦男君
第10番	原島 幸次君				

3 欠席議員は次のとおりである。

な し

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長	新島 和貴君	議会係長	小峰 典子君
--------	--------	------	--------

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	師岡 伸公君	副 町 長	井上 永一君
教 育 長	野崎喜久美君	企画財政課長	杉山 直也君
若者定住推進課長	坂本 秀一君	総 務 課 長	山宮 忠仁君
住 民 課 長	岡部 優一君	福祉保健課長	須崎 洋司君
観光産業課長	大串 清文君	自然公園施設担当課長	神山 正明君
環境整備課長	坂村 孝成君	環境担当主幹	原島 保 君
会計管理者	岡野 敏行君	教 育 課 長	清水 俊雄君
病院事務長	岡部 勝 君		

令和 7 年第 1 回奥多摩町議会定例会議事日程 [第 4 号]

令和 7 年 3 月 18 日 (火)

午前 10 時 00 分 開議

会 期 令和 7 年 3 月 5 日～ 3 月 18 日 (14 日間)

日程	議案番号	議 案 名	結 果
1	—	議長開議宣告	—
2	議案第 28 号	奥多摩町移住・定住応援条例	原案可決
3	議案第 20 号	令和 7 年度奥多摩町一般会計予算	原案可決
4	議案第 21 号	令和 7 年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計予算	原案可決
5	議案第 22 号	令和 7 年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計予算	原案可決
6	議案第 23 号	令和 7 年度奥多摩町国民健康保険特別会計予算	原案可決
7	議案第 24 号	令和 7 年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計予算	原案可決
8	議案第 25 号	令和 7 年度奥多摩町介護保険特別会計予算	原案可決
9	議案第 26 号	令和 7 年度奥多摩町下水道事業会計予算	原案可決
10	議案第 27 号	令和 7 年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計予算	原案可決
11	—	各常任委員会、議会運営委員会の特定事件に関する閉会中の継続調査について	決定
12	—	議員派遣について	決定
13	—	町長あいさつ	—

(午後 1 時 36 分 閉会)

午前 10 時 00 分開議

○議長（小峰 陽一君） 皆さん、おはようございます。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配布のとおりであります。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

日程第 2 議会運営委員会委員長報告を行います。

本件については、本日、議会運営委員会が開かれ、本定例会の追加議案について協議が行われておりますので、その結果を議会運営委員会委員長、宮野亨議員よりご報告をお願いします。宮野亨委員長。

〔議会運営委員長 宮野 亨君 登壇〕

○議会運営委員長（宮野 亨君） 議会運営委員会の報告をいたします。

令和 7 年第 1 回奥多摩町議会定例会の追加案件について、本日 3 月 18 日午前 9 時 15 分から議会運営委員会を開催しましたので、その協議結果を報告します。

本日、追加議案として議案 1 件を上程することを決定いたしました。議案等の取扱いについて申し上げます。

配布してあります提出案件及び上程別・採決別一覧表をご覧ください。

議案第 28 号につきましては、単独上程の上、採決は即決と決定しています。

以上が本定例会の会期と議案等の取扱いを含めた議会運営委員会の協議結果であります。

本日の議会運営が効率的かつ円滑に進行しますよう議員各位のご協力をお願い申し上げ、議会運営委員会委員長の報告といたします。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告は終わりました。

お諮りします。追加議案の取扱いについては、議会運営委員会委員長報告のとおりとすることに決定しました。

これより議案審議に入ります。

日程第 3 議案第 28 号 奥多摩町移住・定住応援条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。若者定住推進課長。

〔若者定住推進課長 坂本 秀一君 登壇〕

○若者定住推進課長（坂本 秀一君） 提案理由の説明に入ります前に、今回このような事態を招き、議員皆様、また、関係する全ての皆様に大変ご迷惑をおかけいたしまして誠に申し訳ございませんでした。今後このようなことがないように努めてまいりますので、ご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

それでは、タブレットの議案第 28 号をご覧ください。議案第 28 号 奥多摩町移住・定

住応援条例につきまして提案のご説明を申し上げます。

提案の理由でございますが、奥多摩町移住・定住応援条例が失効することから、引き続き若者等の移住・定住を応援するため、規定を整備する必要があるためでございます。

現在の奥多摩町移住・定住応援条例では、若者の定住を推進するため、家の新築や購入、リフォームに最大 220 万円を限度に補助金を支給しております。また、併せて借入金の利子についても年額 33 万円を限度に 3 か年支給していますが、この条例が令和 7 年 3 月 31 日で失効することから、新たに奥多摩町移住・定住応援条例を制定するものでございます。

2 ページをお願いいたします。新規の条例でございますので、条文の内容をご説明させていただきます。

第 1 条では条例の目的を規定しており、若者等の移住・定住を応援するための措置を講じることにより次代を担う若者の増加を図り、もって過疎化を防止し、豊かで活力のある地域づくりに資することを目的としております。

次の第 2 条では用語の定義を定めるもので、1 号では若者等を規定し、45 歳以下の夫婦もしくは子ども（満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者）がいる世帯、又は 35 歳以下の者としています。

2 号では移住・定住について、3 号は住宅について、4 号は増築について、5 号は改築について、6 号は改修について、7 号は金融機関等について、8 号は U ターンについて、9 号は I ターンについての定義をそれぞれ規定しているものでございます。

第 3 条では移住定住応援補助等について対象事業を定めるものでございます。

第 4 条では対象を規定し、3 ページをご覧ください。第 2 項として利子補給の対象を規定し、第 5 条では補助金として補助率を 2 分の 1 以内とし、限度額を 200 万円とするものですが、町内事業者の利用と多摩産材を使用することにより、それぞれ 10 万円上乗せすることとし、第 2 項で 200 万円を現金で、上乗せ分は商品券等を支給することとしています。第 3 項では利子補給の補給率、限度額、補給期間を規定しております。

次に、第 6 条では要件について、次に、第 7 条では申請について、次に、第 8 条では審査について、次に、第 9 条では支払いについて、次に、第 10 条では返還等について、次に、第 11 条では権利の譲渡等の禁止について規定を定めるものでございます。

次に、第 12 条では町長の委任について定めるものでございます。

附則としまして、第 1 項で施行期日を規定し、第 2 項でこの条例の失効を規定するもので、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、令和 17 年 3 月 31 日限りで効力を失うものでございます。これは第 6 期奥多摩町長期総合計画の未来をつくる 3 つのコンセプト、活性化の将来

像 3「にぎわう・満ちる・めぐるまちづくり」に移住・定住促進が記載されており、第 6 期長期総合計画と同じ 10 年間を期間とさせていただくものでございます。

以上で、議案第 28 号の説明を終わらせていただきます。ご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、説明は終わりました。

これより只今上程の議案第 28 号の質疑を行います。質疑はありませんか。澤本議員。

○6 番（澤本 幹男君） 今回、たまたまなのかもしれませんが、こういうのが出て、あと、条例改正がされれば施行規則も一部変わるわけだと思うんで、それは直すようになるかなと思いますけど。今回たまたまこういう異例中の異例なのかもしれませんが、これは担当課じゃなくて仕事というのは組織でやる部分もあるかと思うんで、相互牽制部分というものを組織として確立していく必要があるかと思うんで、担当課そのものだけじゃなくて、ほかの部署も関係すると思うんで、そういう体制をぜひつくっていただければありがたいと思うし、たまたま今回は若者定住でしたけど、ほかの皆さんの課長さんの課だって何が起こるか分からないわけだから、人のことだと思わないで、各課長さんだって自分の責任において自分の担当課でこういうことがあっちゃまずいわけだから、いい機会だから見直すとか、そういうことも各課長さん気持ち持って、人ごとじゃなく自分のことだと思って、そういう意味で各課長さんも自分の仕事の一部見直しということをしていただければありがたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（小峰 陽一君） 副町長。

○副町長（井上 永一君） 6 番、澤本議員のご意見等にお答えいたします。

今、議員のほうからおっしゃられましたことにつきましては、今後まず課長会等で周知をし、その後、各担当課のほうで条例規則等の見直しも含めて、今やっている事業部分の見直し等も含めて、今後このようなことのないように取り組んでまいりたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 28 号の質疑を終結します。

次に、只今上程の議案第 28 号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第3 議案第28号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小峰 陽一君） 起立多数であります。よって、議案第28号については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。会議の途中ですが、ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） ご異議なしと認めます。よって、この後、開催される予算特別委員会終了後から再開します。

午前10時12分休憩

午後1時15分再開

○議長（小峰 陽一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第4 議案第20号 令和7年度奥多摩町一般会計予算、日程第5 議案第21号 令和7年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計予算、日程第6 議案第22号 令和7年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計予算、日程第7 議案第23号 令和7年度奥多摩町国民健康保険特別会計予算、日程第8 議案第24号 令和7年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計予算、日程第9 議案第25号 令和7年度奥多摩町介護保険特別会計予算、日程第10 議案第26号 令和7年度奥多摩町下水道事業会計予算、日程第11 議案第27号 令和7年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計予算、以上8件を一括して議題とします。

本件については、去る3月7日、予算特別委員会に審査が付託され、本日3月18日に審査が終了しております。

本日、お手元にその結果を報告しております。

審査の経過及び結果について予算特別委員会委員長、榎戸雄一議員から報告をお願いします。榎戸雄一議員。

〔1番 榎戸 雄一君 登壇〕

○1番（榎戸 雄一君） 予算特別委員会の議案審査報告をいたします。

当委員会は、去る3月7日に審査を付託された議案第20号 令和7年度奥多摩町一般会計予算、議案第21号 令和7年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計予算、議案第

22 号 令和 7 年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計予算、議案第 23 号 令和 7 年度奥多摩町国民健康保険特別会計予算、議案第 24 号 令和 7 年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計予算、議案第 25 号 令和 7 年度奥多摩町介護保険特別会計予算、議案第 26 号 令和 7 年度奥多摩町下水道事業会計予算、議案第 27 号 令和 7 年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計予算、以上 8 件の議案について 3 月 13 日及び 17 日並びに 18 日の 3 日間で審査を行いました。

3 日間とも全委員が出席し、議長も出席されていまして、審査の経過については省略し、結果のみ報告させていただきます。

議案第 20 号から議案第 27 号までの全 8 会計の予算については、本日 3 月 18 日にそれぞれ採決を行った結果、いずれも委員多数の賛成により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、予算特別委員会の議案審査報告を終わります。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、予算特別委員会委員長の報告は終わりました。

お諮りします。只今上程の議案第 20 号から議案第 27 号までの各会計予算についての質疑は、この際省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 20 号から議案第 27 号までの質疑は省略することに決定しました。

次に、議案第 20 号から議案第 27 号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 4 議案第 20 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小峰 陽一君） 起立多数であります。よって、議案第 20 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 5 議案第 21 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小峰 陽一君） 起立多数であります。よって、議案第 21 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 6 議案第 22 号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(小峰 陽一君) 起立多数であります。よって、議案第22号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第7 議案第23号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(小峰 陽一君) 起立多数であります。よって、議案第23号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第8 議案第24号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(小峰 陽一君) 起立多数であります。よって、議案第24号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第9 議案第25号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(小峰 陽一君) 起立多数であります。よって、議案第25号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第10 議案第26号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(小峰 陽一君) 起立多数であります。よって、議案第26号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第11 議案第27号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(小峰 陽一君) 起立多数であります。よって、議案第27号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第12 各常任委員会、議会運営委員会の特定事件に関する閉会中の継続調査についてを議題とします。

お諮りします。本件については、各常任委員会、議会運営委員会から継続調査の申出がありましたので、お手元に配布の継続調査事項のとおり、閉会中の継続調査にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小峰 陽一君) 異議なしと認めます。よって、本件については、それぞれ閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に、日程第 13 議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。本件については、地方自治法第 100 条第 13 項及び会議規則第 124 条の規定により、閉会中において議員派遣を行う必要があるものは、配布の議員派遣予定表のとおりであります。

ただし、予定表に記載がなく、特に緊急を要する場合にあっては、その日時、場所、目的及び派遣議員等について議長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 異議なしと認めます。よって、本件については、議長に一任することに決定しました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。

ここで本定例会の閉会に当たり町長より挨拶があります。師岡伸公町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） まず今定例会では、まさしく長時間にわたり様々な審議の対応に応じていただきました。大変ありがとうございました。感謝を申し上げたいと思います。

今定例会では、一部改正が 7 件、条例の整理が 3 件、指定管理者の指定が 1 件、契約案件 1 件、工事請負契約の変更が 2 件、令和 6 年度の補正予算が 6 件、そして、令和 7 年度の当初予算 8 件のご承認をいただきました。

また、9 名の議員皆様から 17 の一般質問、施政方針につきましても 4 名の議員からご質問をいただきました。今後の行財政運営にしっかりと反映をまいります。

予算特別委員会では、榎戸委員長、森田副委員長のもと、令和 7 年度新年度の予算を可決、承認していただきました。ご質問の趣旨をしっかりと受け止め、スタートしてまいります。

次に、令和 3 年末で実施しております専決処分の内容につきまして 3 点お願いを申し上げます。

はじめに、令和 6 年度一般会計補正予算（第 6 号）について、主に東京都市町村総合交付金の交付決定 16 億 40 万 9,000 円や今後通知がある税連動交付金に関わる額の確定並びに特別交付税の確定等に伴うもので、これは町独自の専決処分となります。

2 つ目として、町税賦課徴収条例の一部を改正する条例、主な内容は、軽自動車税における種別割の改正につきまして、令和 7 年 11 月から適用される排ガス規制により新たに 125cc 以下かつ最高出力を 4 kW 以下に制御した新基準原付が定義されることとなり、排気量に応じて税額が設定される軽自動車税にこの区分が加わることから、軽自動車税の税額の

規定を整備する必要があります。これは地方税法等の一部を改正する法律に伴うもので、国会の審議に伴うものであります。

3つ目は、国民健康保険税条例の一部を改正する条例、内容は、1として、国民健康保険税の医療基礎額に係る課税限度額を現行の65万円から66万円に引き上げるもの及び後期高齢者支援金課税額に関わる課税限度額を現行の24万円から26万円に引き上げるもの。2として、軽減措置に係る軽減判定所得の基準額の見直しに関して、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乘すべき金額を現行の29万5,000円から30万5,000円に引き上げるもの及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乘すべき金額を現行の54万5,000円から56万円に引き上げるものなど、地方税法等の一部を改正する法律に伴うもので、これも国会の審議に伴うものであります。

現在、通常国会が開催されているところであり、税制改正等に関する法律の審議が行われております。こちらも例年のこととはなりますが、法律が施行されれば、4月1日から執行しなければいけませんので、その部分に関わります条例改正案の専決処分をさせていただきたいと考えております。

いずれも地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行う予定であり、次回の議会で報告させていただくこととなります。ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、新年度予算につきまして新庁舎建設、70周年記念をはじめとする大きな事業に予算を充てております。新庁舎建設におきましては、今までと同様、住民皆様、議員皆様との情報共有を基に事業者との綿密な打合せを繰り返すことで、無駄な支出を食い止め、かつ必要な項目に対してしっかりと仕事を進めてまいります。

第6期長期総合計画も住民皆様に来月の初旬に配布の予定であります。細部の計画につきましては、それぞれの計画書を再確認し、実行してまいります。

私たちもご理解をいただくためにしっかりと説明すべく努めてまいります。議員皆様にもご協力のほどお願い申し上げます。

また、令和7年度は、昭和30年に古里村、氷川町、小河内村が合併し、奥多摩町が誕生して70年の記念すべき年であります。各種既存事業を冠事業化として実施するほか、JRとの連携で記念臨時列車ツアー、住民皆様からの事業公募をはじめ、奥多摩ではじめての観光大使の任命を予定しております。

わさびグッズ、奥多摩の特産であるワサビをもっともっと全国に知らせるためにも作成予定であります。

そして、全国9つの鍾乳洞から組織されております鍾乳洞サミット開催が本年は奥多摩町で開催されます。10月に予定をしておりますが、詳細が決まり次第お知らせいたします。議員皆様をはじめ、多くの皆様のご協力をお願いいたします。

この数年、官民協働事業が町の活性化に貢献しております。この4月には株式会社JR東日本都市開発さんの取組で、第2回JR東日本地域共創アワードにJR東日本、奥多摩町、バテレの「クラフトビールで地域活性化」がエントリーされ、入賞団体の一つとして4月に開催される表彰式に出席することとなりました。この式典は福島県いわき市で開催されます。当日は、取組内容の発表も行うこととなっております。帰りにまだ完全な復興を見ていない浪江町を訪れ、現地視察をさせていただく予定です。

さて、今週の火曜日、3月11日は東日本大震災から14年の時を数えました。当時私は、議会終了後、昭和橋を歩いておりました。街灯の揺れに大風が舞っているものと思っておりました。帰宅するととんでもない光景がテレビから映し出されました。いまだ復興の途上の地域も多く、ふるさとに帰ることのできない被災者皆様のお気持ちは察するに余りあります。以来、昨年元旦の能登半島大地震、その後の豪雨被害に至るまで、日本全国に地震、豪雨被害が続いております。改めて防災に強い地域をつくっていく必要性を強く抱きました。これからも町ぐるみで防災意識の向上を図ってまいります。

そして、今、住民皆様、議員皆様は常にお気になされていると思いますが、JR東日本の雪対応のことです。明日も始発から止まる予定であるという今、発表がなされましたけれども、これが最終決定になるかどうか、今日しっかりと見守ってまいりたいと思います。私も八王子支社長と意見交換、今後の方向を検討します。そして、担当者も青梅駅長と綿密な打合せをしながら、この問題に対応してまいりたいと思います。本日も八王子支社長さんが夕方、奥多摩町に来られるという情報をいただきました。しっかりと今後の方向についてお願いをすることはしっかりとお願いし、それから、JRさんの対応の早めの広報、早めの対応をお願いしていくつもりでありますので、皆様にもご理解を賜りたいと存じます。

異常気象による天候不順が多い春でございます。まだまだ寒を感じる3月でございます。議員皆様には健康に十分留意されますようご祈念申し上げ、本定例会閉会の挨拶いたします。大変ありがとうございました。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、町長の挨拶は終わりました。

以上をもって令和7年第1回奥多摩町議会定例会を閉会といたします。長時間の審議、大変ご苦労さまでした。

午後 1 時 36 分閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員